

令和7年度 新潟市荻川コミュニティセンターの管理運営について

揭示用

地方自治法の一部が改正され、公の施設の管理について、「指定管理者制度」が創設されました。
この制度は、公の施設に係る管理主体の範囲を民間事業者まで広げることにより、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図ることを目的としています。
市では、施設の機能を生かした効果的・効率的な管理運営を図るため、指定管理者制度への移行に努めてきたところです。
この度、指定管理者が、公の施設を適切に管理運営し、良好なサービスを提供しているかを確認・評価しましたので、評価の結果について揭示します。

評価対象の指定管理者	荻川コミュニティ振興協議会
評価対象の期間	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日

1.施設サービス提供 （施設そのものを市民に提供することで、協定等で定めるサービスが実施できているか）

※1 ※2

評価項目	評価	新潟市秋葉区地域総務課コメント欄
1 利用時間等	○	協定書に基づき適正な業務運営が行われています。「広報おきかわ」やホームページ等を効果的に活用し、事業の募集や活動状況の分かりやすい情報発信・PRに精力的に取り組まれました。また意見箱を設置により、利用者からの要望や意見を真摯に受け止め、改善に向けた協議・対応が適切になされています。
2 適正な人員配置	○	
3 設備・備品の貸出	○	
4 利用者の安全確保	○	
5 案内等の対応と接遇	◎	
6 苦情への対応等	◎	
7 緊急体制	○	
8 利用実績	◎	

2.事業(市の事業、自主事業) （施設を利用して市民に提供している事業について、協定等で定める内容が実施できているか）

評価項目	評価	新潟市秋葉区地域総務課コメント欄
1 目的にあったサービス提供	◎	「荻川を1つの隣組に」のスローガンのもと、地域との絆を深める魅力的な企画や情報発信を積極的に展開し、地域のにぎわい創出に大きく貢献しています。また、館内の空きスペースを活用した学習スペースの確保や公共無料Wi-Fiの導入など、利便者のニーズに応じた利便性・快適性の向上に極めて高い効果を上げています。
2 適正な人員配置	○	
3 情報提供・接遇	◎	
4 自主事業配分	◎	
5 サービス向上の観点	◎	
6 苦情等への対応	◎	
7 緊急体制・対応	○	

3.施設の管理 （施設自体の保守管理、修繕や、震災等への対応等）

評価項目	評価	新潟市秋葉区地域総務課コメント欄
1 建物保守管理等	◎	日常的な施設点検・備品管理にとどまらず、管理記録の作成・保管や環境配慮等を含め、極めて高い水準で丁寧かつ計画的な管理が行われています。迅速な設備修繕や夜間防犯巡回など安全確保にも万全を期しており、避難所機能に係る地域・関係団体との連絡調整も非常に円滑です。
2 個人情報保護	◎	
3 備品等の管理	◎	
4 清掃・警備等	◎	
5 修繕	◎	
6 環境配慮	○	
7 再委託	◎	
8 災害等への対応	○	
9 関係団体、地域との連絡調整	◎	
10 管理記録	◎	

4.歳入歳出 （協定における収支計画等に沿っているか、経費等の縮減はできているか）

評価項目	評価	新潟市秋葉区地域総務課コメント欄
1 管理経費等の縮減	○	光熱費の高騰が続く厳しい環境下において、夜間不使用時のこまめな消灯など、徹底した省エネや経費縮減に努めています。一方で、利便性や満足度の向上に向けた取組みを継続した結果、利用者の大幅な増加という顕著な実績につながっています。
2 事業見直し	○	
3 利用者増等	◎	

5.総合評価 （上記の1から4を踏まえての総合評価）

現地調査日:令和8年4月9日

指定管理者である荻川コミュニティ振興協議会は、秋葉区内で最も歴史あるコミュニティ協議会として、本施設を拠点に質の高い地域活動を展開しています。利用者が快適・安心に利用できるよう常に細やかな配慮がなされており、地域住民から厚い信頼を寄せられています。サービスの提供・魅力的な事業展開、丁寧な施設・書類管理、経費効率化など全ての面で高いサービス水準を達成しており、指定管理者として「優良」とであると評価します。

※1 評価項目ごとに「◎」「○」「△」「×」の4段階で評価

- ◎ :仕様を超えるなど、「○」ランク以上の特にめざましい成果があった。
- :事業計画や仕様書を基に協議により定めたサービス水準を達成した。
- △ :「改善指導書」など市が相当程度指導するなどして何とか水準を達成できた。
- × :仕様、サービス水準を達成できなかった。

※2 「1. 施設サービス提供」～「4. 歳入歳出」について「A」から「D」の4段階で評価

- A :多くの評価項目において「◎」があり、残りの項目についても全て「○」である場合。
- B :全ての項目が「○」以上である場合。
- C :「△」の項目が1つでもある場合。
- D :「×」の項目が1つでもある場合。

評価に関するお問い合わせ先 秋葉区役所地域総務課 地域振興・文化スポーツグループ 0250-25-5670(直通)